(調査基準価格の算定)

第2条 要綱第3条に規定する調査基準価格は、 契約ごとに町長が次に定める額によるものと し、設計価格算出の基礎とした設計書、仕様書 等に基づき算定する。

新

- (1) 設計価格算出の基礎となった次に掲げる 額の合計額とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の<u>9.7</u>を乗じて得 た額

イ (略)

- ウ 現場管理費の額に10分の<u>9</u>を乗じて得た 額
- エ 一般管理費等の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて 得た額

(2) • (3) (略)

2 (略)

(調査基準価格の算定)

- 第2条 要綱第3条に規定する調査基準価格は、 契約ごとに町長が次に定める額によるものと し、設計価格算出の基礎とした設計書、仕様書 等に基づき算定する。
 - (1) 設計価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の<u>9.5</u>を乗じて得 た額

イ (略)

- ウ 現場管理費の額に10分の<u>8.5</u>を乗じて得 た額
- エ 一般管理費等の額に10分の<u>6.5</u>を乗じて 得た額

(2) • (3) (略)

2 (略)